

# 鹿児島県酒造会館基本構想

令和5年10月

鹿児島県酒造組合

# ■ 新酒造会館基本構想

## はじめに

鹿児島県酒造組合は、県下 111 の蔵元で組織された組合で、県内の酒造業発展及び産業振興のための情報発信や諸活動を展開しており、鹿児島県酒造会館（以下、「会館」）はその活動拠点となっています。

現在の会館は、昭和 42 年に建設され、築 50 年以上が経過している中、直近の 25 年間で約 20,000 千円の修繕費用が発生するなど、建物の劣化や設備の老朽化・陳腐化が進み、機能の維持・継続に影響が出てきています。

特に、度重なる漏水の発生に伴う劣化に加え、エレベーターの未整備や狭い通路など近年の建築物の性能を満たしていない状況です。

また、昭和 56 年に施行された建築基準法の現行の耐震基準が適用されていない建築物であるため、耐震性が十分でなく、今後大地震が発生した場合は、倒壊危険性が指摘されています。

この基本構想は、現在の会館が抱える課題を解決し、県内の焼酎業界発展の拠点となる新会館を整備するための基本的方向を取りまとめたものです。

## 1 新酒造会館の基本理念と整備の基本方針

### (1) 基本理念

**鹿児島の伝統ある焼酎業界発展のための拠点**

### (2) 整備の基本方針

- ① 組合員及び職員等が利用しやすい施設
  - ・ 理事会や各種会議等に利用しやすい施設
  - ・ リモートでの会議に対応できる施設
  - ・ ネット環境に対応した施設
  - ・ 職員動線に配慮した施設
  - ・ 各種資料等を保管するための十分な収納スペースの確保
- ② 機能性・効率性を重視した経済的な施設
  - ・ シンプルかつ機能的な空間で構成された施設
  - ・ 災害に強く維持管理が容易で経済的な施設
  - ・ 経年劣化が生じにくい構造・材質などを用いた設備
- ③ 酵母培養の品質確保に配慮した施設
  - ・ 酵母培養の品質を保つために必要な設備を備えた施設

## 2 新酒造会館の概要

### (1) 敷地概要

① 位置	鹿児島市錦江町8番15号
② 敷地面積	1,323.13㎡
③ 用途地域	準工業地域
④ 容積率	200%
⑤ 建蔽率	60%
⑥ 防火・準防火地域	建築基準法第22条指定地域
⑦ 特別用途地区	第一種特定建築物制限地区
⑧ 位置図	

## (2) 計画施設概要

① 構造	特に定めない
② 階数	特に定めない
③ 延べ面積	300 m <sup>2</sup> ～400 m <sup>2</sup> 程度

## (3) 所要室

分類	所要室名	必要面積
会議室	・現状の規模程度。 ・鑑評会審査会等で必要。 ・リモート会議及びセミナー等に対応できる設備	約 70 m <sup>2</sup>
応接室	・現状の規模程度。	約 25 m <sup>2</sup>
事務局	事務室 1 (利用人数：4人) ・来訪者に対応できる受付カウンター ・作業机 (月報のとりまとめ)	適宜
	書庫、倉庫	
貸事務所	事務室 2 (利用人数：3人)	
酵母培養	事務室 3 (利用人数：2人)	
	酵母培養室	
	無菌操作室	
	殺菌室	
他諸室	書庫、倉庫	
	給湯室	
	トイレ	

※規模等については、現地説明会での説明を参考にしてください。

## (4) 附帯設備

設備等	備考
入退館セキュリティ	施設出入口

## (5) 屋外・外構

設備等	備考
屋外駐車場	普通車 10 台程度
出入口	既存倉庫までの搬出入動線を確保する。
外構	適宜

### 3 概算事業費（予算）

項目	予算額	備考
総工事費	約150百万円	本体（建築・機械・電気）、 附帯設備、屋外・外構、既存 建物の解体含む
基本・実施設計、工事監理	約15百万円	測量・地盤調査費用含む

※既存会館の解体・撤去含む

※既存会館の会議室を工事期間中の工事事務所として利用可

### 4 事業スケジュール

項目	令和5年				令和6年												令和7年			
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
設計者選定 （プロポーザル）	■	■	■	■																
基本・実施設計					■	■	■	■	■											
施工者選定 （選定方法未定）									■											
本体工事 附帯設備工事										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
屋外・外構工事 既存建物解体工事																			■	■

### 5 参考資料（別添）

- ・ 組織図
- ・ 地積測量図
- ・ 現会館配置図、平面図

# 鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル 応募要領

## 1 公募型プロポーザルの名称

鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル

## 2 主催者

鹿児島県酒造組合

## 3 目的

本プロポーザルは、鹿児島県酒造組合の新酒造会館建設に伴う建築設計を行うにあたり、広く、優秀なアイデアを求め、最適な設計候補者の選定を行うことを目的とする。

## 4 設計対象施設概要

(1) 建設地 鹿児島市錦江町8番15号

(2) 敷地面積 1,322.94 m<sup>2</sup>

(3) 主な設計内容

ア 建築本体工事

イ 機械設備工事

ウ 電気設備工事

エ 外構工事

## 5 応募資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(2) 公募型プロポーザル応募参加願の提出期限の日（以下「参加願提出期限日」という。）現在、鹿児島県内に本社を有すること。

(3) 鹿児島県の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録（鹿児島県の経常JVによる登録は不可）を受けていること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者など）に該当しないこと。

(5) 参加願提出期限日から設計候補者決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）の規定による指名停止を受けていないこと。

- (6) 鹿児島県酒造組合新酒造会館建築設計等公募型プロポーザル審査委員会の委員が役員または従業員等として所属しているなど、利害関係を有していないこと。
- (7) 参加願提出日現在、一級建築士の資格を有する者を2名以上有すること。

## 6 応募の申請方法

応募者は、次に掲げる応募申請手続きに従い応募参加すること。

### (1) 応募の申請手続等の説明書の配布

- ① 配布場所 後記16記載の場所及び鹿児島県酒造組合のホームページ
- ② 配布期間 令和5年10月18日(水)から令和5年10月31日(火)(土日祝を除く)
- ③ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 応募参加願等の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル参加申込書(別紙第1号様式)、応募参加資格審査書(別紙第2号様式)を提出すること。

- ① 提出部数: 2部
- ② 提出場所: 後記16記載場所(受取確認のできる方法による郵送可)
- ③ 提出期間: 令和5年10月18日(水)から令和5年10月31日(火)(土日祝を除く)
- ④ 提出時間: 午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) その他

応募参加手続についての説明会は開催しない。

## 7 現地説明会

応募参加希望者を対象に現所在地(鹿児島市錦江町8番15号)において現地説明会を開催する。

### (1) 日時

令和5年10月27日(金)午後2時から午後3時

※ 午後2時まで(午後1時30分開場)に鹿児島県酒造組合(鹿児島市錦江町8番15号)2階 大会議室に集合してください。

※ 鹿児島県酒造組合には十分な駐車場がないため、車でお越しの際は周辺のコインパーキング又は新港区県営駐車場をご利用ください。

### (2) 参加申込方法

参加希望者は、後記16記載の場所に現地説明会参加申込書(別紙第3号様式)を令和5年10月25日(水)午後5時15分までに持参、郵送(受取確認のできる方法)またはFAX・Email(要、着信(受信)確認)により提出すること。

## 8 質疑

(1) 質疑がある場合は、質疑書(別紙第4号様式)を提出すること。

ア 提出方法: 後記16記載の場所へ、持参またはFAX・Email(要、着信(受信)確認)とする。

イ 提出期限: 令和5年10月31日(火)午後5時15分まで

(2) 質疑に対する回答

令和5年11月8日(水)までに、応募参加資格適合者全員に文書で回答する。

## 9 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出物の内容:

技術提案書は、1者1提案とし、その提出物の内容は「鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル技術提案書等作成要領」による。

(2) 提出期限: 令和5年11月30日(木)午後5時15分まで

(3) 提出方法: 持参または郵送(受取確認のできる方法)

(4) 提出場所: 後記16記載の場所

## 10 失格条件

(1) 提出期限を過ぎたもの。

(2) 審査結果に影響を与えるような工作(委員に対する依頼等)を行ったことが明らかなもの。

## 11 審査の方法

(1) 委員会

審査は、次の委員で構成する「鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル審査委員会」で行う。

鷹野 敦	鹿児島大学理工学域工学系理工学研究科(工学系)工学専攻建築学プログラム 准教授
徳永 健至	第一工科大学工学部建築デザイン学科 准教授
瀬戸 司	鹿児島県土木部建築課営繕室 室長
濱田 雄一郎	鹿児島県酒造組合 会長
田中 完	鹿児島県酒造組合 専務理事



## (2) 審査

### ア 一次審査

技術提案書を対象に書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の対象者5者程度を選定する。

### イ 二次審査（令和5年12月23日（土）予定）

一次審査で選定されたものを対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者並びに優秀提案者（次点）各1者を選定する。

なお、二次審査の実施方法は「鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」による。

## 12 経費負担

提出物等の作成経費等、応募に要する経費は、応募者の負担とする。

## 13 審査結果の通知等

(1) 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。

(2) 審査結果の電話等による問い合わせには応じない。

(3) 審査結果の通知予定等

- ・ 一次審査結果の通知 令和5年12月中旬
- ・ 二次審査結果の通知 令和5年12月下旬
- ・ 建築設計業務の契約 令和6年1月

(4) 審査結果及び応募作品の公表

審査結果は、鹿児島県酒造組合のホームページで公表するとともに、全応募作品を後記16記載の場所において閲覧に供する。

## 14 建築設計の委託

鹿児島県酒造組合は、審査結果を基に、原則として最優秀提案者と鹿児島県酒造会館建築基本・実施設計及び工事監理業務委託契約の交渉を行うものとする。

なお、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、優秀提案者（次点）と契約の交渉を行うものとする。

本業務委託の委託料は、約15,000千円（測量・地盤調査費用含む）を予定しており、契約は鹿児島県酒造組合の契約規程に基づく契約とする。

## 15 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、鹿児島県酒造組合は応募された全作品の内容について、応募の閲覧、当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとする。

## 16 事務取扱機関(公募型プロポーザル支援機関)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(企画部企画課)

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

TEL 099-224-4543 FAX 099-226-3963

E-mail: kikaku@kjc.or.jp

## 17 実施上のその他の留意事項

- (1) 提出物については、返却しない。
- (2) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (3) 本プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「設計」を選定するものではない。
- (4) 設計においては、立地条件、設計条件等に応じ提案されたアイデアを活かしつつ、鹿児島県酒造組合と協議しながら作成することとなり、必ずしも提案された内容のものがまとめられるとは限らない。

# 鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル 技術提案書等作成要領

## 1 技術提案書（別紙第5号様式 A-3 判横）

- ア 「鹿児島県酒造会館基本構想及び建築設計等公募型プロポーザル応募要領」を踏まえ、下記の課題に配慮した技術提案を行うこと。
- イ 文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。
- ウ 提案内容を補完するための資料として、イラストや概念図等を適宜作成することは支障ない。ただし、模型や模型写真は受け付けない。
- エ 技術提案書は、2 枚以内とすること。
- オ 技術提案書のみ、用紙の右下に 20 ポイント程度のページ（ページ/提出枚数）を記載すること。

※ 記入例：1/2（1ページ目の技術提案書の場合）

## 記

課 題
① 各種会議等の利便性、職員等の業務効率向上に関する提案
② 災害対策とランニングコスト削減を実現するための提案
③ 建替に係るローリング計画の提案
④ 基本理念を実現するための独自の提案

## 2 配置予定技術者の体制表（別紙第6号様式 A-3 判横）

- ア 管理技術者は、参加申込書提出期限日現在、直接かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある技術者を記載すること。
- イ 主任技術者（意匠設計を除く）及び担当技術者は、協力事務所の技術者を配置しても構わない。
- ウ 管理技術者を除き、一人の技術者が複数の担当を兼ねても構わない。

- エ 配置予定技術者の体制表の資格欄には、一級建築士・二級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士・建築設備士・専攻建築士（併せて専攻領域を記載すること。）及びその他建築設計等に関する資格を記入すること。
- オ 記載する配置予定技術者は、設計契約後に実際に当該業務を行う者であること。

### 3 設計工程表（別紙第7号様式 A-3 判横）

- ア 基本・実施設計及び工事監理に関する工程表を作成すること。（記載内容・方法等は任意）

### 4 参加者名簿（別紙第8号様式 A-4 判縦）

- ア 参加者名簿に建築士事務所名等及び数字とアルファベットを組み合わせた4文字を使い、20ポイント程度の「任意番号」（記入例：ABI2）を記載し、長形三号封筒（12 cm×23.5 cm）に入れ、封緘すること。なお、任意番号については、参加者が容易に特定できるような組み合わせにしないこと。
- イ 封筒には、会社名、マークなど参加者が特定できる内容の記載がないこと。また、封筒には任意番号（前記4-アと同じ番号）を記載すること。

### 5 その他注意事項

- ア 参加者名簿（第8号様式）を除き、参加者の名称、所在地、電話番号など参加者が特定できる記載をしないこと。また、参加者名簿（第8号様式）を除き、用紙の右上にプロポーザル名を黒の印字またはボールペン等で記入すること。
- イ 表紙は付けないこと。
- ウ 文章は横書きとすること。
- エ 参加者名簿（第8号様式）を除き、綴じ代として左側に幅2センチメートルの余白を設けること。
- オ 提出する資料

#### ア) 紙媒体

- a 紙媒体ごとの提出する枚数と部数は、以下のとおりとする。

紙媒体名	枚数	部数
1. 技術提案書（別紙第5号様式）	2枚以内	8部
2. 配置予定技術者の体制表（別紙第6号様式）	1枚	8部
3. 設計工程表（別紙第7号様式）	1枚	8部
4. 参加者名簿（別紙第8号様式）	1枚	1部

- b 1.～3.の書類のうち、1部を原本とし、用紙の裏面右下に20ポイント程度の「任意番号」（前記4-アと同じ番号）を黒の印字またはボールペン等で記入すること。

1) 電子媒体

- a 前記5-オ-ア)-a) 1.~3.までの紙媒体の元の電子データをPDF形式に変換し、電子媒体で提出すること。
- b 電子媒体には、プロポーザル名及び任意番号(前記4-アと同じ番号)を記載し、前記5-オ-ア)-a)の紙媒体と併せて1枚提出すること。

# 鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

対象者は、鹿児島県酒造会館建築設計等公募型プロポーザル審査委員会で二次審査対象者として選定された者とする。

## 2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

### (1) 実施日及び場所

実施日：令和5年12月23日(土)

場 所：鹿児島市内

### (2) 出席者

説明者は、第6号様式に記載の配置予定技術者の中から管理技術者を含め3名以内とする。なお、協力事務所の出席は1名を上限に認めるが、この場合でも出席者数の上限は3名とする。原則として代理者の出席は認めない。

### (3) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーションは、1者につき10分以内で説明し、ヒアリングは15分程度を予定する。

イ プレゼンテーションはMicrosoft PowerPointまたはPDFを使用して行うこと。

ウ プレゼンテーション用のデータに盛り込める内容は、技術提案書(第5号様式)に記載されている内容に限る。また、動画の使用は認めない。

エ プレゼンテーション用のデータは、電子媒体に収め、令和5年12月21日(木)午後5時15分までに事務取扱機関へ提出すること。

オ 電子媒体には、プロポーザル名及び参加者名簿(別紙第8号様式)に記載の任意番号を記載すること。

カ 事務局で用意するプレゼンテーション用のソフトは「Microsoft PowerPoint 2019」であり、互換性に注意すること。

キ 発表時に、企業名、個人名が判別される服装、言動等をしてはならない。

ク 不測の事態に備えて、プレゼンテーション用データが保存されたパソコンを持参すること。

## 3 その他

(1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、原則として失格とする。ただし、公共交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、一次審査結果通知に合わせて通知する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングは、鹿児島県酒造組合の役員を対象とした公開形式で行う。